

平成 30 年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（案）【平成 29 年度との対比表】

平成 30 年度	平成 29 年度	備 考
<p>1 趣 旨 北海道政策評価条例（平成 14 年北海道条例第 1 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、知事部局が行う平成 30 年度公共事業再評価に関する実施方針を定める。</p>	<p>1 趣 旨 北海道政策評価条例（平成 14 年北海道条例第 1 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、知事部局が行う平成 29 年度公共事業再評価に関する実施方針を定める。</p>	<p>・年度更新</p>
<p>2 基本的な考え方 (1) 平成 30 年度政策評価基本方針第 2 の 1（5）の規定により、公共事業再評価を実施する。 (2) 評価の実施にあたっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証を行うものとする。</p>	<p>2 基本的な考え方 (1) 平成 29 年度政策評価基本方針第 2 の 1（5）の規定により、公共事業再評価を実施する。 (2) 評価の実施にあたっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、重点的・効果的な予算配分を図るの観点から「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証を行うものとする。</p>	<p>・年度更新 ・基本方針第 2 の 1（2）を踏まえ、事前評価の実施方針と文言を統一</p>
<p>3 評価の対象 道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、次に該当するもの (1) 国（公共事業関係省庁）が定めた再評価の要件に該当する地区及び交付金事業の施工地区のうち、同要件を準用した場合に該当することとなる地区 ア 事業採択後長期間を経過した時点で未着工の地区 イ 事業採択後長期間を経過した時点で継続中の地区 ウ 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している地区 エ 再評価実施後一定期間が経過している地区 オ 社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた地区 なお、「長期間」及び「一定期間」の定義、並びにウの要件を適用する事業種別等については、国の再評価要領等によるものとする。 ただし、次に該当する場合は評価対象から除く。 (7) 既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価対象年度の翌年度に完了する見込みの地区。 (4) 事業費の進捗率が概ね 90%以上又は主要工事が完了している地区等のうち、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）において特に再評価を必要としないと認められた地区。 (2) 事業費に大幅な変更が生じた地区 ア 農政部所管公共事業及び水産林務部所管公共事業のうち林野関係公共事業 (7) 30 億円以上の増減が生じた地区 (4) 事業費が 30 億円以上の地区において、5 割以上の増減が生じた地区 イ 水産林務部所管公共事業のうち水産関係公共事業及び建設部所管公共事業 (7) 50 億円以上の増減が生じた地区 (4) 事業費が 50 億円以上の地区において、5 割以上の増減が生じた地区 ウ その他 10 億円以上の増減が生じた地区のうち、事業内容に大幅な変更（目的・事業手法・施設規模等）があり特に必要と認める地区 (3) その他必要と認める地区 同一の事業目的等により継続的に実施される施工地区のうち、事業採択後から事業期間を通算した結果、上記（1）の要件に該当する地区</p>	<p>3 評価の対象 道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、次に該当するもの (1) 国（公共事業関係省庁）が定めた再評価の要件に該当する地区及び交付金事業の施工地区のうち、同要件を準用した場合に該当することとなる地区 ア 事業採択後長期間を経過した時点で未着工の地区 イ 事業採択後長期間を経過した時点で継続中の地区 ウ 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している地区 エ 再評価実施後一定期間が経過している地区 オ 社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた地区 なお、「長期間」及び「一定期間」の定義、並びにウの要件を適用する事業種別等については、国の再評価要領等によるものとする。 ただし、次に該当する場合は評価対象から除く。 (7) 既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価対象年度の翌年度に完了する見込みの地区。 (4) 事業費の進捗率が概ね 90%以上又は主要工事が完了している地区等のうち、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）において特に再評価を必要としないと認められた地区。 (2) 事業費に大幅な変更が生じた地区 ア 農政部所管公共事業及び水産林務部所管公共事業のうち林野関係公共事業 (7) 30 億円以上の増減が生じた地区 (4) 事業費が 30 億円以上の地区において、5 割以上の増減が生じた地区 イ 水産林務部所管公共事業のうち水産関係公共事業及び建設部所管公共事業 (7) 50 億円以上の増減が生じた地区 (4) 事業費が 50 億円以上の地区において、5 割以上の増減が生じた地区 ウ その他 10 億円以上の増減が生じた地区のうち、事業内容に大幅な変更（目的・事業手法・施設規模等）があり特に必要と認める地区 (3) その他必要と認める地区 同一の事業目的等により継続的に実施される施工地区のうち、事業採択後から事業期間を通算した結果、上記（1）の要件に該当する地区</p>	

平成30年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（案）【平成29年度との対比表】

平成30年度	平成29年度	備 考
<p>4 評価の単位 国（公共事業関係省庁）の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。</p>	<p>4 評価の単位 国（公共事業関係省庁）の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。</p>	
<p>5 評価の視点 (1) 事業の進捗状況（事業は順調に進捗しているか） (2) 事業の実施に伴う経済効果等（事業の経済効果等はあるのか） (3) 事業コスト縮減の取組（事業コスト縮減の取組は十分か） (4) 事業の必要性（当初予定した事業の必要性に変化はないのか） (5) 事業を推進する上での課題（北海道総合計画での位置付けや環境上の配慮など事業推進上の課題はないか） (6) 事業の達成見込み（事業達成は見込まれるのか）</p>	<p>5 評価の視点 (1) 事業の進捗状況（事業は順調に進捗しているか） (2) 事業の実施に伴う経済効果等（事業の経済効果等はあるのか） (3) 事業コスト縮減の取組（事業コスト縮減の取組は十分か） (4) 事業の必要性（当初予定した事業の必要性に変化はないのか） (5) 事業を推進する上での課題（北海道総合計画での位置付けや環境上の配慮など事業推進上の課題はないか） (6) 事業の達成見込み（事業達成は見込まれるのか）</p>	
<p>6 評価の時点 評価の時点は中間評価とし、平成30年8月1日現在での進捗状況で評価を実施する。 ただし、「3 評価の対象」(1)オ、(2)及び(3)に該当するものについては、別に定めることができる。</p>	<p>6 評価の時点 評価の時点は中間評価とし、平成29年8月1日現在での進捗状況で評価を実施する。 ただし、「3 評価の対象」(1)オ、(2)及び(3)に該当するものについては、別に定めることができる。</p>	<p>・年度更新</p>
<p>7 評価の実施方法 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、平成30年8月31日までに総合政策部政策局計画推進課に提出する。 ただし、前項ただし書きによる場合については別に定める日までとする。 (1) 公共事業施工地区一覧表（様式1） (2) 公共事業再評価総括表（様式2） (3) 公共事業再評価調書（様式3、事業概要図）</p>	<p>7 評価の実施方法 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、平成29年9月1日までに総務部行政改革局行政改革課に提出する。 ただし、前項ただし書きによる場合については別に定める日までとする。 (1) 公共事業施工地区一覧表（様式1） (2) 公共事業再評価総括表（様式2） (3) 公共事業再評価調書（様式3、事業概要図）</p>	<p>・年度、期日の変更 ・所管部局の変更</p>
<p>8 外部意見の反映 評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、専門委員会の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。</p>	<p>8 外部意見の反映 評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、専門委員会の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。</p>	
<p>9 評価結果の反映 実施機関は、評価の結果について適切に予算や事業の進め方へ反映させるものとする。</p>	<p>9 評価結果の反映 実施機関は、評価の結果について適切に予算や事業の進め方へ反映すること。</p>	<p>・事前評価の実施方針と文言を統一</p>
<p>10 政策評価に関する情報の公表 評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果・意見の内容等）について、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、各部局においても縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。</p>	<p>10 政策評価に関する情報の公表 評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果等）について、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、各部局においても縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。</p>	<p>・二次政策評価の実施方針と文言を統一</p>
<p>11 評価の充実 評価の充実を図るため、国、都府県等における実施事例、評価手法の信頼性及び制度の向上等に関する調査、研究及び開発に努めるとともに、評価に関する研修機会の確保や評価実施マニュアルの作成など職員の資質の向上に努めるものとする。</p>	<p>11 評価の充実 評価の充実を図るため、国、都府県等における実施事例、評価手法の信頼性及び制度の向上等に関する調査、研究及び開発に努めるとともに、評価に関する研修機会の確保や評価実施マニュアルの作成など職員の資質の向上に努めるものとする。</p>	

平成30年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（案）【平成29年度との対比表】

平成30年度	平成29年度	備 考
<p>12 道民参加の推進</p> <p>(1) 評価の実施にあたって、北海道のホームページのほか、各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の評価への適切な反映に努めるものとする。</p> <p>(2) 道民の意見の評価への反映状況について、適時に公表する。</p>	<p>12 道民参加の推進</p> <p>(1) 評価の実施にあたって、北海道のホームページのほか、各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の評価への適切な反映に努めるものとする。</p> <p>(2) 道民の意見の評価への反映状況について、適時に公表する。</p>	
<p>13 留意事項</p> <p>(1) 評価調書の作成にあたっては、道民に対して説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。</p> <p>(2) 評価にあたっては、二次政策評価の視点等を念頭において行うこと。</p>	<p>13 留意事項</p> <p>(1) 評価調書の作成にあたっては、道民に対して説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。</p> <p>(2) 評価にあたっては、二次政策評価の視点等を念頭において行うこと。</p>	
<p>14 その他</p> <p>その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>14 その他</p> <p>その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	

平成30年度公共事業再評価における一次政策評価の実施細目（案）【平成29年度との対比表】

平成30年度	平成29年度	備 考
<p>1 再評価事業の追跡確認 各部局は、再評価の対象となった地区のうち事業の進捗等について確認が必要と認められた地区の実施状況を、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に報告するものとする。</p> <p>2 事業費変更の報告 各部局は、道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、事業費に10億円以上の増減が生じた地区を、「事業費に10億円以上の増減が生じた地区（細目様式1）」により作成し、専門委員会に報告するものとする。</p> <p>3 総合的な公共事業評価 多目的ダム事業等、複数の事業主体によって行われる公共事業の評価に際しては、それぞれの事業主体が設置する公共事業評価専門委員会等において、それぞれの事業内容や評価内容を相互に説明するなど、一体的・総合的な評価が行われるよう努めるものとする。</p> <p>4 評価実施年度の翌年度完了見込み地区の報告 各部局は、実施方針3（1）のただし書き（ア）に該当する地区を、「翌年度完了見込み地区（細目様式2）」により作成し、専門委員会に報告するものとする。</p> <p>5 高進捗率及び主要工事完了地区の報告 各部局は、事業費進捗率が概ね90%以上又は主要工事が完了している地区等のうち、再評価の実施について確認が必要と判断される地区を、「事業費が概ね90%以上又は主要工事が完了している地区（細目様式3）」により作成し、専門委員会に事前に報告するものとする。</p> <p>6 評価対象外地区の変更に係る報告 上記4により報告した地区で、完了年度に変更が生じた場合は、専門委員会に報告するものとする。また、上記5により報告した地区のうち 再評価の対象外となった地区で、計画に変更が生じた場合も、専門委員会に報告するものとする。</p>	<p>1 再評価事業の追跡確認 各部局は、再評価の対象となった地区のうち事業の進捗等について確認が必要と認められた地区の実施状況を、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に報告するものとする。</p> <p>2 事業費変更の報告 各部局は、道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、事業費に10億円以上の増減が生じた地区を、 _____専門委員会に報告するものとする。</p> <p>3 総合的な公共事業評価 多目的ダム事業等、複数の事業主体によって行われる公共事業の評価に際しては、それぞれの事業主体が設置する公共事業評価専門委員会等において、それぞれの事業内容や評価内容を相互に説明するなど、一体的・総合的な評価が行われるよう努めるものとする。</p> <p>4 評価実施年度の翌年度完了見込み地区の報告 各部局は、実施方針3（1）のただし書き（ア）に該当する地区を _____専門委員会に報告するものとする。</p> <p>5 高進捗率及び主要工事完了地区の報告 各部局は、事業費進捗率が概ね90%以上又は主要工事が完了している地区等のうち、再評価の実施について確認が必要と判断される地区を、 _____専門委員 会に事前に報告するものとする。</p> <p>6 評価対象外地区の変更に係る報告 上記4により報告した地区で、完了年度に変更が生じた場合は、専門委員会に報告するものとする。また、上記5により報告した地区のうち 再評価の対象外となった地区で、計画に変更が生じた場合も、専門委員会に報告するものとする。</p>	<p>・細目様式を位置付け</p> <p>・細目様式を位置付け</p> <p>・細目様式を位置付け</p>

平成 30 年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（案）

1 趣 旨

北海道政策評価条例（平成 14 年北海道条例第 1 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、知事部局が行う平成 30 年度公共事業再評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 平成 30 年度政策評価基本方針第 2 の 1（5）の規定により、公共事業再評価を実施する。
- (2) 評価の実施にあたっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証を行うものとする。

3 評価の対象

道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、次に該当するもの

- (1) 国（公共事業関係省庁）が定めた再評価の要件に該当する地区及び交付金事業の施工地区のうち、同要件を準用した場合に該当することとなる地区
 - ア 事業採択後長期間を経過した時点で未着工の地区
 - イ 事業採択後長期間を経過した時点で継続中の地区
 - ウ 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している地区
 - エ 再評価実施後一定期間が経過している地区
 - オ 社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた地区

なお、「長期間」及び「一定期間」の定義、並びにウの要件を適用する事業種別等については、国の再評価要領等によるものとする。

ただし、次に該当する場合は評価対象から除く。

 - (ア) 既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価対象年度の翌年度に完了する見込みの地区
 - (イ) 事業費の進捗率が概ね 90% 以上又は主要工事が完了している地区等のうち、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という）において特に再評価を必要としないと認められた地区
- (2) 事業費に大幅な変更が生じた地区
 - ア 農政部所管公共事業及び水産林務部所管公共事業のうち林野関係公共事業
 - (ア) 30 億円以上の増減が生じた地区
 - (イ) 事業費が 30 億円以上の地区において、5 割以上の増減が生じた地区
 - イ 水産林務部所管公共事業のうち水産関係公共事業及び建設部所管公共事業
 - (ア) 50 億円以上の増減が生じた地区
 - (イ) 事業費が 50 億円以上の地区において、5 割以上の増減が生じた地区
 - ウ その他
 - 10 億円以上の増減が生じた地区のうち、事業内容に大幅な変更（目的・事業手法・施設規模等）があり特に必要と認める地区
- (3) その他必要と認める地区

同一の事業目的等により継続的に実施される施工地区のうち、事業採択後から事業期間を通算した結果、上記（1）の要件に該当する地区

4 評価の単位

国（公共事業関係省庁）の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。

5 評価の視点

- (1) 事業の進捗状況（事業は順調に進捗しているか）
- (2) 事業の実施に伴う経済効果等（事業の経済効果等はあるのか）

- (3) 事業コスト削減の取組（事業コスト削減の取組は十分か）
- (4) 事業の必要性（当初予定した事業の必要性に変化はないのか）
- (5) 事業を推進する上での課題（北海道総合計画での位置付けや環境上の配慮など事業推進上の課題はないか）
- (6) 事業の達成見込み（事業達成は見込まれるのか）

6 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、平成30年8月1日現在での進捗状況で評価を実施する。ただし、「3 評価の対象」(1)オ、(2)及び(3)に該当するものについては、別に定めることができる。

7 評価の実施方法

各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、平成30年8月31日までに総合政策部政策局計画推進課に提出する。

ただし、前項ただし書きによる場合については別に定める日までとする。

- (1) 公共事業施工地区一覧表（様式1）
- (2) 公共事業再評価総括表（様式2）
- (3) 公共事業再評価調書（様式3、事業概要図）

8 外部意見の反映

評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、専門委員会の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。

9 評価結果の反映

実施機関は、評価の結果について適切に予算や事業の進め方へ反映させるものとする。

10 政策評価に関する情報の公表

評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果・意見の内容等）について、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、各部局においても縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。

11 評価の充実

評価の充実を図るため、国、都府県等における実施事例、評価手法の信頼性及び制度の向上等に関する調査、研究及び開発に努めるとともに、評価に関する研修機会の確保や評価実施マニュアルの作成など職員の資質の向上に努めるものとする。

12 道民参加の推進

- (1) 評価の実施にあたっては、北海道のホームページのほか、各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の評価への適切な反映に努めるものとする。
- (2) 道民の意見の評価への反映状況について、適時に公表する。

13 留意事項

- (1) 評価調書の作成にあたっては、道民に対して説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。
- (2) 評価に当たっては、二次政策評価の視点等を念頭において行うこと。

14 その他

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

平成30年度公共事業再評価における一次政策評価の実施細目（案）

1 再評価事業の追跡確認

各部局は、再評価の対象となった地区のうち事業の進捗等について確認が必要と認められた地区の実施状況を、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に報告するものとする。

2 事業費変更の報告

各部局は、道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、事業費に10億円以上の増減が生じた地区を、「事業費に10億円以上の増減が生じた地区（細目様式1）」により作成し、専門委員会に報告するものとする。

3 総合的な公共事業評価

多目的ダム事業等、複数の事業主体によって行われる公共事業の評価に際しては、それぞれの事業主体が設置する公共事業評価専門委員会等において、それぞれの事業内容や評価内容を相互に説明するなど、一体的・総合的な評価が行われるよう努めるものとする。

4 評価実施年度の翌年度完了見込み地区の報告

各部局は、実施方針3（1）のただし書き（ア）に該当する地区を、「翌年度完了見込み地区（細目様式2）」をにより作成し、専門委員会に報告するものとする。

5 高進捗率及び主要工事完了地区の報告

各部局は、事業費進捗率が概ね90%以上又は主要工事が完了している地区等のうち、再評価の実施について確認が必要と判断される地区を、「事業費が概ね90%以上又は主要工事が完了している地区（細目様式3）」により作成し、専門委員会に事前に報告するものとする。

6 評価対象外地区の変更に係る報告

上記4により報告した地区で、完了年度に変更が生じた場合は、専門委員会に報告するものとする。また、上記5により報告した地区のうち再評価の対象外となった地区で、計画に変更が生じた場合も、専門委員会に報告するものとする。